

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果

(1 号 炉)

測 定 項 目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R8/7/1 水	858	818	844	189	178	185	55	10	25
7/2 木	861	808	836	190	178	185	74	10	30
7/3 金									
7/4 土									
7/5 日									
7/6 月									
7/7 火	866	807	844	194	180	185	75	11	28
7/8 水	863	805	844	191	176	185	53	8	22
7/9 木	865	815	847	189	182	185	25	9	13
7/10 金									
7/11 土									
7/12 日									
7/13 月									
7/14 火									
7/15 水									
7/16 木									
7/17 金									
7/18 土									
7/19 日									
7/20 月									
7/21 火									
7/22 水									
7/23 木	861	847	856	188	180	185	49	13	28
7/24 金	870	848	860	188	180	185	61	20	38
7/25 土									
7/26 日									
7/27 月									
7/28 火	864	855	859	188	182	185	53	19	31
7/29 水	862	853	860	188	182	185	57	21	38
7/30 木	865	852	859	190	181	185	57	18	37
7/31 金	862	853	859	189	182	185	85	15	43

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※

 部分は立ち上げ及び立ち下げ日

 部分は休日

 部分は保守点検等による操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2号炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R8/7/1 水	860	850	856	190	177	185	13	10	12
7/2 木	881	841	855	192	180	185	26	11	13
7/3 金									
7/4 土									
7/5 日									
7/6 月									
7/7 火	880	852	859	192	179	185	22	11	13
7/8 水	858	820	851	190	179	185	16	10	12
7/9 木	856	810	847	189	182	185	21	11	12
7/10 金									
7/11 土									
7/12 日									
7/13 月									
7/14 火									
7/15 水									
7/16 木									
7/17 金									
7/18 土									
7/19 日									
7/20 月									
7/21 火									
7/22 水									
7/23 木	879	854	857	190	179	185	13	10	11
7/24 金	903	855	866	188	181	185	13	9	11
7/25 土									
7/26 日									
7/27 月									
7/28 火	883	856	866	189	181	185	19	10	13
7/29 水	879	856	864	190	182	185	16	11	13
7/30 木	899	855	863	188	181	185	18	10	13
7/31 金	887	856	869	189	181	185	30	11	16

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日  部分は操業停止 部分は保守点検等による操業停止